

第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議

日時 平成28年2月4日(木) 12:30~13:50

場所 水戸プラザホテル 1階 ガーデンルーム

1. 開会

熊倉計画官：それでは定刻になりましたので、これより第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議を開催いたします。本日事務局を務めさせていただきます、環境省廃棄物・リサイクル対策部、熊倉でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。まず開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。本日は橋本知事をはじめとして市長、町長の皆様方には大変お忙しいところを、この会議にご出席を賜りまして感謝を申し上げます。またこの指定廃棄物の問題に関しましても、常日頃のご協力にも合わせて御礼を申し上げたいと思います。

私、昨年10月に改めて3回目の環境副大臣を拝命いたしました。以前の時も皆様には大変お世話になりましたけれども、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、前回の会議におきまして皆様から頂いた現地保管継続を求める意見を踏まえまして、昨年末に橋本知事より茨城県における指定廃棄物の処理方針を早急に決定をすべく保管市町会議を開催し、保管を継続するに当たっての課題に対して回答するようにと現地保管継続を前提としたご要請を頂きました。

国といたしましては災害等に備えた長期にわたる管理を確実なものにするためには、1か所集約の方針が望ましいと考えております。その上で地域によって実情が異なることから、地元の意向は最大限受け入れて進めていかなければならないと考えております。

保管継続の場合の各課題についての環境省の検討結果を本日これからご説明いたします。その後、皆様方の地元のご意見をよくお聞きをして、この場でしっかりと受け止めさせていただきます。本日は茨城県での方針を決定すべく、重大な決意をもってこの会議に臨んでおりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

熊倉計画官：続きまして、白石環境大臣政務官よりご挨拶を申し上げます。

白石政務官：失礼します、皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、橋本知事をはじめ各市長、町長の皆様方にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。ただ今ご紹介

介賜りました環境政務官を昨年 10 月に拝命をいたしまして、廃棄物・リサイクル行政に携わっております。

特に皆様方をお願いをさせていただいております指定廃棄物については、皆様方とともにできる限り早くその保管についての進め方も努力してまいりたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしくをお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。きょうはどうもありがとうございます。よろしく申し上げます。

熊倉計画官：続きまして、橋本茨城県知事からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

橋本知事：きょうは大変予算査定とその他でお忙しい中を市町長さん方にはやりくりをしていただきましてご出席いただきありがとうございます。そしてまた井上副大臣、白石政務官におかれましてはわざわざ東京からおいでいただきましてご苦労さまでございます。

ただ今お話がありましたように、この指定廃棄物につきましては 4 月 6 日に一時保管の市町長会議を開催いたしましたところでもありますけれども、その中で保管の在り方をどうするか、あるいはまた指定廃棄物の指定の解除の在り方をどうするか、地方振興策をどうするか等々について皆さん方から様々なご意見を頂いた上で、当時の福山政務官が持ち帰っていろいろ精査、検討した上で、できるだけ早く回答をしたいというお話を頂いたところでもありますけれども、なかなかそのご返事が来ないということで 12 月の 24 日に井上副大臣においでをいただいて、そういったことについて早急に対応策というものを示していただきたいということをお願いしたところでもあります。

そしてただ今、井上副大臣から 3 度目の副大臣というお話がございましたですけども、前回と比べてさっぱり変わってないのにびっくりしたのではないかと思いますけれどもですね、是非そういった点で今回相当な決意を持って来られたということでもありますから、私ども県内の市町長さん方がいかにこのいろいろな形で早くけりを付けなくちゃいけないか、早く対策を講じなければいけないかということを考えているかということについてお聞き取りをいただいて、方針を示していただけたらと思っております。

特に本県では関東・東北豪雨があったものですから、ああいったことがあったらどうなのだろうかとか、あるいはまた、つくばでの竜巻もございました。そういった天災事変などに備えるためにも、しっかりと安全策というものを講じていくことは早急に求められているんだろうと思っております。

今日はそういった点で市町長さんから意見を頂きながら、環境省の方からしっかりした対応策というものを示していただけるものと期待をしておるところでございますので、よろしくをお願いを申し上げます。以上です。

熊倉計画官：ここで本日の出席者をご紹介します。まず茨城県からは、ご挨拶をいた

だいた橋本知事をはじめ、山口副知事、小野生活環境部長にご出席をいただいております。次に本日ご出席の市町長の皆様につきましては、恐縮でございますが資料に出席者名簿を付けておりますので、こちらでご確認をいただければと思います。

最後に環境省になりますが井上環境副大臣、白石環境大臣政務官のほか鎌形廃棄物・リサイクル対策部長、室石放射性物質汚染廃棄物対策本部長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは配布資料の確認をさせていただきます。本日の資料は資料1、茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法についてでございます。それから参考を付けてございます。年末に知事から頂きました一時保管市町長会議の開催に係る要請文でございます。それから前回、昨年4月のこの会議でお配りしましたアンケートの集計結果について、それから茨城県における8千ベクレルパーキログラム超の廃棄物保管量の変化の推計、それから現時点におきます地域振興策及び風評被害対策の概要についてをお付けしてございます。ご確認お願いいたします。

なお、本日の会議はマスコミも同席可能としております。ここでマスコミの方々をお願いを申し上げます。会議中の撮影も可能としておりますが、撮影場所は決められた位置からお願いしたいと思います。

では、これからの進行は白石環境大臣政務官が務めさせていただきます。政務官、よろしくお願いいたします。

白石政務官：失礼します。それではここからの進行について私の方から進めさせていただきます。まず、最初に資料1について鎌形廃棄物・リサイクル対策部長の方から説明をさせていただきます。

3. 議事

議題1 茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法について

議題2 その他

鎌形部長：廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形でございます。恐縮ですが着座のまま説明させていただきます。資料1をご覧いただきたいと思います。茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法についてということで、先般頂きました宿題についての回答をお持ちしたところでございます。

まず1枚お開きいただきまして2ページをご覧ください。指定廃棄物等の安全・安心な処理方法についての私どもの基本的な考え方ということでございます。指定廃棄物は現在適切に一時保管ということをされてございますが、長期的には大規模な台風、竜巻、災害が発生した場合に飛散・流出というような事態の恐れもあるということでございます。

また、県内に分散して保管されている指定廃棄物等を集約管理することにより、施設の

監視、補修、緊急時の対応などをより確実に行うことができると。こういったことから私どもといたしましては保管状況がひっ迫している県においては、災害等に備えた長期にわたる管理を確実にものとする。このために各県内に1か所に集約し管理することが望ましいと考えて議論を進めてきているというところでございます。

この茨城県におけます経過をたどってみますと、一時保管市町長会議などにおいて現地保管を継続すべきとのご意見が多く出され、先ほどもございましたが、昨年12月24日には茨城県知事から現地保管継続を前提としたご要請を頂いたところでございます。これらを受けて現地保管継続の課題に関する課題についての環境省の考え方を示す、これがこの資料の位置付けでございます。

昨年12月24日に頂きました要請につきましては参考資料1ということで示してございます。全部で4項目ございます。この項目に従いまして私どもとしての考え方をまとめてございます。

次、3ページ目でございます。一時保管に係る更なる安全の確保というご要請でございます。現在県内では14市町・15か所におきまして3,643トンの指定廃棄物等が一時保管されているということでございます。現地保管を継続するという場合には、処分までの保管期間、一時保管場所の災害リスクなどを踏まえまして、災害対応や住民のさらなる安心という観点、そういう目的から保管の強化、遮へいの徹底を8千ベクレルを超える指定廃棄物等について必要に応じて行うということにしたいと考えてございます。

保管強化、遮へい徹底の例でございますが、参考1ということで次のページでございます。3つ例を挙げてございますけれども、現状の保管から、ボックスカルバートの設置、要するにコンクリートで囲っていくということでございます。コンクリートボックスへの入れ替え、それからコンクリート構造の堅固な既存の施設への移送、こういったことが保管の強化ということになってございますが、私どもとしてはよくご地元と相談しながらこういった対応について考えると、こういうことでございます。

3ページにお戻りいただきまして、こうした保管強化の費用負担に関してでございます。保管強化、遮へいの徹底を行うという場合には、すでに既存の指定廃棄物一時保管委託契約というような予算を確保してございます。これは参考2にございますけれども、27年度でありますと26億円用意してございますので、これを活用して国が費用を負担する、こういう考え方で望みたいと思っております。

それでは4ページ、5ページは今、4ページ目は保管強化の例、そして5ページ目は今の予算についての概要を参考までに付けさせていただきました。以上が1項目、保管強化について現地保管継続をするとした場合の対応について説明させていただきました。

2番目が8千ベクレルパーキログラムを下回った廃棄物の指定解除の仕組みということについてでございます。6ページ目でございます。目的というところがございますように、放射性物質に汚染された廃棄物のうち8千ベクレル超の濃度のものは特別な管理が必要だという観点で環境大臣が指定し、国が処理するというように法律を構成しているという

ころでございます。

この8千ベクレルというラインについての考え方でございますが、7ページ目、参考に指定廃棄物の指定基準の考え方というペーパーがございます。ここがございますのは基本的にまず有識者からなる検討会、そしてまた放射線審議会などのそういうプロセス、専門的な検討のプロセスを経て決めたということがまず書いてございます。

基本の考え方は、この廃棄物を処理していく過程で保管、運搬、中間処理、埋め立て処分、こういったことが考えられるわけでございますが、こういったすべての課程での作業、あるいは埋め立て後の周辺への影響という観点から、8千ベクレルを下回るというものであれば、作業上あるいは周辺への影響ということで年間1ミリシーベルトを下回るものが確保できる、そういう意味で8千というラインが決められているということでございます。

ということは逆に言いますと、8千ベクレル以下のものにつきましては、通常の廃棄物としての処理が可能と、こういうラインでございます。

6ページ目に戻りまして目的の2つ目のポツ、一方というところでございます。放射能の減衰により8千ベクレル以下となった廃棄物は、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能でございます。8千ベクレル以下の廃棄物については廃棄物処理法の下で現に処理が進められてきているものもございます。

こうした状況を踏まえて、これまで放射性物質汚染対処特別措置法の中で規定されていなかった指定解除の要件や手続きを整備するという考え方でございます。

仕組みでございます。指定廃棄物が8千ベクレル以下となっている場合には、環境大臣の指定を解除することができるということといたしまして、ただ国と一時保管者や解除後の処理責任者で協議を行って、その協議が整うことが前提で解除すると、言い換えれば一方的な解除ではなくて協議が整うことを前提としての解除ということでございます。指定解除後は廃棄物処理法の処理基準等に基づきまして、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下に必要な保管・処分を行うと、これが法律的な整理でございますが、指定解除後の廃棄物の処理は円滑に進むということが大切でございます。

そういう意味で、8千ベクレル以下の廃棄物の処理の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的支援はしっかりと行っていくというような考えでおるというところでございます。

下の図は今の解除の流れにつきましてポンチ絵で書いたものでございますが、基本はまず8千以下になっているかどうかを確認するというのが①でございます。環境省が確認する場合、あるいは一時保管者がそういったことを自ら確認して解除を申し出るという道も考えられると思っております。②のところは指定廃棄物の一時保管者などしっかりと協議をすると、その協議が整った上で前に進むということでございます。

解除することに関しましては関係の市町村、あるいは都道府県、政令市などにも通知をするということにいたしまして、それが整って解除されましたら通常の廃棄物として必要な処分、保管を行っていくということでございます。各地域で最終的な処理先などを調整していくということが必要になってまいります。以上が指定解除についての考え方でござ

います。

次に1枚おめくりいただきまして8ページ目でございます。3番目の要請として、一時保管場所の安全性等について、地元住民への説明をしっかりとしてほしいというご要請を頂いておりました。先般も市町村アンケートを行いましたし、また前回の一時保管市町長会議等におきまして、不安を抱える地元の方々の理解を得るため、地元住民に対してしっかりと説明するようなご要望を頂いているところでございます。

現地保管継続ということになった場合には、各地元において保管継続の理由を説明して、保管期限の延長についてやはりご理解いただくための住民に対する説明会、しっかりと説明が必要だというふうを考えております。環境省といたしましては保管にかかる安全性をはじめとして、保管継続のご理解が得られるように各自治体が開催される住民説明会に参加して、しっかりと説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

次、4番目、地域振興策・風評被害対策についてでございます。これについても要請を頂いておりました。そして今現在は長期管理施設を各県に設置するというを前提に、地域振興策や風評被害対策のために行われる事業を支援する予算を確保してございます。

かつてこの会議でお配りしました資料を参考資料4という形でお示しさせていただきます。そのポイントはこの予算の概要というところでございますように、5県に対しまして地元の要望を踏まえて幅広い事業を対象とするということ。形態は基金という形で基金をつくっていただいて、そこに国が交付するという形にすると。交付先は都道府県または市町村、これもご相談に応じて考えていくということでございます。

金額は予算の枠として5県合計で50億円というものを用意しているということでございます。いずれにいたしましても、この地域振興策・風評被害対策につきましては、具体的にはご地元の県などとよく相談させていただいて詰めていくということでございます。この現在の予算は長期管理施設の設置を前提にした予算を確保しているということでございます。

今回、一時保管を継続して8千ベクレルを下回ったものについて、通常の廃棄物として処理するという場合には、既存の処分場で引き受けていただくというケースが出てくるといふふうに考えます。そういう既存の処分場で引き受ける場合についても、こういった支援をできるように今後検討してまいりたいといふふうに考えているところでございます。

以上、昨年12月に知事から頂きました要請について環境省の考え方、現地保管を継続する場合に環境省としてどういふふうに対応していくかということについての考え方を説明させていただきました。先ほど井上副大臣が申しましたように、皆様方のご意見をしっかりと賜って対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。簡単ですが説明は以上でございます。

意見交換

白石政務官：今、鎌形が申しました通り、昨年の12月の橋本知事から頂きました要請書に対する我々環境省の考え方を説明をさせていただきました。環境省といたしましては、災害等に備えた長期にわたる指定廃棄物の管理を確実にするためにも、県内で1か所の集中管理が望ましいという考え方でおります。

しかしながら皆様方の今日のご意見をぜひとも賜りたく、まいっております。どうぞ忌憚のないご意見を皆様方から頂戴させていただきたいと思っております。ご意見のあります市長、町長の方は挙手をお願いをしたいと思います。いかがでございましょうか。豊田市長、どうぞ。

北茨城市長：この前は、環境省の方に、ボールが投げられた状態ですよね、この前ね。またここで同じようなことを繰り返すのですか。市町村では分散型がよろしいだろう、それに対してご対応いただきたいということを申し述べましたですよね。今日はその会議じゃないんですか。

鎌形部長：前回の会議では、現地保管継続を望む声が多くありまして、その課題について私ども宿題として承ったということでございます。私どもとしては災害などの観点から1か所というのが望ましいと考えがありますが、皆様方のご意見が多くありましたので、現地保管を継続するとした場合には、私どもとしてはこういう対応しますということについてご説明を今させていただきました。

その対応の内容についてはさらにご意見を賜った上で、今日も井上副大臣まいっていますので、副大臣のご判断でまた議論させていただく、こういうふうを考えているところでございます。

白石政務官：ほかの市長さん、町長さん、いかがでございましょうか。どうぞ、茨城町長さん。

茨城町長：今、豊田市長さんからご意見がありましたけれども、先ほど井上副大臣からのご挨拶にもありましたが、考え方としてきょう結論を出すということにするということですか。そうですか。

井上副大臣：はい。

茨城町長：今、お話があったように、茨城県の場合には国の考えているようなその1か所ですね、1か所に集めて一時保管をするということは現実的でないということで、これは早く進めるために分散管理、現状のまま管理をして保管状況を安全に対策を強化して、安全に保管するという考え方が茨城県の関係市町村の考え方ということでだいたいまとまっ

ているわけですね。ただ早く結論を出していただかないと、もうすでに5年経過しちゃっているわけです。

この、私ちょっとね、不満なのは、この国の考え方で、6ページにありますけども、指定廃棄物の指定解除の仕組みについて（案）の中です、2つ目の8千ベクレル以下となった廃棄物は、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能である。8千ベクレル以下の廃棄物については廃棄物処理法の下で処理が進められてきている、こうした状況を踏まえ、こういうことですね。それでその一番下ですね。つまり一般廃棄物はその通常の方法でも処理が可能だから、一般廃棄物は市町村、あるいは産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行うというふうな国の考え方ですけど、8千ベクレル以下にもう既になっちゃってる廃棄物、相当あるはずですよ。

これなんか私から読めばですよ、何か当事者である国の責任放棄みたいに聞こえちゃうんですね。なんか市町村で一般廃棄物やれよと、これはやっぱり処分まで、この一時保管したものは基本的に分散管理で8千ベクレル超えてるものはやんなくちゃなんないし、それから仮に8千ベクレル以下であれば解除することは協議の上してもいいと思いますよそれは。だけどやっぱりその解除したものであってもやっぱり国が最後まで責任を持つということをここで示して欲しかったと私は思いますけど。

白石政務官：ありがとうございます。もう何人かご意見いただいて、今の解除後の廃棄物の処理費用等についてもお答えをさせていただきたいと思いますので。あといかがでございましょうか。どうぞ。

高萩市長：まず確認をさせていただきますが、環境省としては指定廃棄物については1か所保管というのがベストだけれども、茨城県についてはこの市町村長会議の中で意見集約がされているので、分散型で現状のまま強固なものにして保管をすることを認めるという前提の下での発言でよろしいでしょうか。

白石政務官：どうぞ、まあしてください。

高萩市長：はい、もしそういうふうな方向性を環境省が示していただけるとすれば、茨城県にとっては非常に大きな第一歩になるものというふうに考えています。

ただ先ほど、茨城町の町長さんからもありましたけれども、指定解除が行われた後に既存の一般最終処分場に持ち込むということにつきましては、現在ある処分場はだいたいその放射線の汚染濃度が3千ベクレルですとか、あるいは4千ベクレル以上のものは受け入れられないよというような処分場も多くあると聞いていますので、そこに8千ベクレルアンダーになったからといって、市町村の責任で処理をしるというのは少し無理があるのではないかと思いますので、そこはやはり国の責任において最終処分のところまで持って行って

いただきたいと思います。

それから指定解除の協議でございますけれども、行政が管理をしているところは国と県と行政が話をすればいいと思いますけれども、民間の方が保管をしている場所もございます。そこについてはどのような協議の方法があるのかということについてお示しをいただきたいと思っています。

また、茨城県の場合には13年たつとほとんどの指定廃棄物が8千アンダーになるというふうに言われておりますので、もう5年を経過しておりますから約8年をたつとどんどん指定解除ということが行われるのだと思いますが、一部私ども高萩市、そして牛久市については、量は少ないですけれども13年の間には8千アンダーにならない自治体もございません。

そういったところについては同じように保管をして、ただ負担が同じぐらいになるような配慮をしていただきたいと思いますということを前から申し上げておりますけれども、その辺についてのお考えもお伺いをさせていただきたいと思います。

白石政務官：ちょっと今の指定解除後の民間の部分と、それと一般廃棄物云々のことについてのみ、鎌形部長から説明させていただきます。

鎌形部長：ありがとうございます。いくつかご質問を頂きました。まず指定解除後の扱いということですが、基本は指定の解除というのは協議をして協議が整った前提で動かすということでございますので、一方的に解除する、あるいは一方的に国が責任を放棄するというものでないということはまず仕組みとしてご理解賜りたいと、こういうふうに思っております。

それで今回の会議の位置付けについてのご質問がございましたけれども、繰り返しますが、ちょっと私の資料の説明が悪かったのかもしれませんが、基本的にまず前回の保管市町の会議、そして県知事の要請ということで、現地保管継続を求める意見というものが強いということを受け止めて、一方で私どもはリスクを管理するという観点から1か所に集約した方がいいのではないかとってはおりますけれども、そういったご意見を踏まえて一時保管継続という選択をした場合に、どういうふうな対応ができるかということをお示ししたわけでございます。基本的に現地保管をさらに強化するという場合の強化策ですね。

それから現地保管を継続して8千ベクレルを下回った、といったものについてどう扱っていくのか。これは指定解除の仕組み、ただ一方的な解除ではなくて、協議が整った上での解除と、こういう仕組みについてのご説明をし、そしてさらに現地保管を継続するためには保管場所についてのご理解が必要ということで、地元住民にしっかりと説明する。そして風評被害対策についてもさらに長期管理施設1か所を置くという前提じゃない、既存の処分場で処理されるというケースがあるということをお前提にして検討していきますと、

これが受け止めによっては十分じゃないという受け止めもあるかもしれません。

私どもとして今の考え方をお示しさせていただいたということで、皆様のご要請に応えていくとしたら、私どもとしてどういう対応が考えられるかというのを今のところまとめてきたと、こういうことでございます。

そして各論の中で、民間の協議のところですね。民間施設で保管されているところについてどう扱うかというところでございますが、基本的にはその一時保管者、その民間の事業者の方に対して協議をするということになります。なりますけれども、やはりご地元の自治体とはよく相談するというような運用が当然必要だと考えてございます。とりあえず以上でございます。

白石政務官：続いて皆様からご意見を。日立市長どうぞ。

日立市長：日立市長の小川でございます。従来から分散保管を主張しております日立市におきましては、本日環境省の方から茨城県における分散保管継続にかかる課題を整理して、保管強化策への国の費用負担、あるいは指定解除の仕組みなどの考え方が示されたことは、これまでの協議が前進したのかなとも思っているのですけれども。

しかしながら先ほど北茨城市長からお話がありましたように、もう5回も会議を続けている状況でございますので、改めて国の方から分散保管継続をさせますというような結論めいたものをもう少し出していただければ大変ありがたいなど、安心だなとも思うのですけれどね。

それとこの資料の中では、現地での保管を継続する場合には、3ページなんですけれども、費用負担については国が費用を負担すると明言しております。しかしながら、その処理経費等々について、9ページですけど、既存の処分場で引き受ける場合にも支援できるように今後検討だというような形で、大きく何かその違っている部分がありますので、これについては処分費用についても国の責任できっと応じるような形で示していただければと思っておりますので、昨年12月に知事が要望した通りのことにつきまして、しっかりと検討した上での本日の会議だと思いますので、より前回より一歩進めた形でのお話を聞けたらなというのが、本日私が望んだ会議の場でございます。

もう少しやはり前に進んだ形での国からのお話を説明していただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

白石政務官：どうぞ申し上げます。

阿見町長：阿見町長の天田ですけど。これ、1月30日の新聞、ずいぶん、もう環境省が分散保管容認ということで、要するに前提はもう分散保管でいくんですよという話なんですよ今日は。それに対してこういう国からのということだと思っんでね、やっぱりそれ

はもう完全に前提は分散保管でありますよという、それをきちんと行っていただいて、それでどういう、先ほどいろんな問題がありますけど、それはやっぱりいろんな問題を解決していくには今後もやっていく他ないんですけどね。

だからまず分散保管ですよということを、国の方から茨城県は分散保管だと、これやっぱりきちんと断定した形でお話をさせていただきたいなと、そう思います。

白石政務官：じゃあお願いします、ひたちなか市長。

ひたちなか市長：ひたちなか市長でございます。今まで何人かの市町村長さん等からお話があったとほぼ同じなんですけれども。分散保管を環境省でしっかりと認める、それを進めるということを明言をしていただきたいたいということと、解除後の処理について、これ国で負担をしてもらいたいということは、昨年12月24日、県知事名で要請をされていると思います。これに対する回答が私はなされていないというふうに先ほどの資料、またお話を聞いてそういうふうを受け止めました。

茨城町長の方からもお話があったように、8千ベクレルを下回っても指定廃棄物であったものの、いわゆる最後まで処理取り扱いについてその費用、またそれに掛かる関連する経費について、やはり国の方で負担をすると明言をしていただきたいたいと思います。

先ほどの資料の中では解除は、これは協議だということでもありますけれども、解除された後は一般廃棄物、産業廃棄物でそれぞれ処理することができる、というような資料なり説明ではありますが、そういうお話を聞くと非常にそこが曖昧にしようとしているのではないかなというふうな印象を受けます。従いましてそこはしっかりご回答をいただく必要があるのではないかなと思います。

白石政務官：ありがとうございます。冒頭井上副大臣がお話ししました通り、今日はしっかりと腹を据えて我々もまいっておりますので、今のご意見も踏まえ、もう少し皆さんからご意見を賜ってお答えをさせていただきたいと思っておりますので。豊田市長どうぞ。

北茨城市長：明言をしてくれないと。この問題で指定廃棄物の解除とかなんとかというのは、その後の問題でしょう。前回申し上げたでしょう。国の責任ですよと言ったらそうですよ、国の責任ですよ、責任があるんですから最後までやるんですよ。そんなことは分かり切っているんですよ。説明をする、説明をするのが当たり前の話。当たり前のことを当たり前じゃないと言われるからイライラするの。きちっと答えてから、そしてこの茨城県におけるこれに入りたい。

井上副大臣：いろいろとご意見を頂きましてありがとうございます。ちょっと奥歯にものが挟まったような表現といいますか、私どもの説明が悪かった部分がございますが。

私、それから事務方が申し上げたのは、今日、いろいろと首長の皆さんからお話を、ご意見を伺って、その上で最終的に今日この場で決定をしたいと、そういう思いで臨んできたということでありまして、環境省としてはその用意をしっかり持って臨んでおります。

ただ冒頭から環境省の方針はこうですと示して、それに丸かバツかというようなやり方ではなくて、最終的に決めていきたい、そういうスタンスで臨んでたものですからちょっと誤解を生じたと思います。

なぜならですね、これ、何も一時保管が是か非かと、それだけではなくて、じゃあその一時保管の場合どういった形になるかということも含めてご理解いただいて、きょうご了解をいただきたいと、そういう趣旨でございます。

併せまして、その指定解除後の話でありますけれども、これはやはり8千ベクレルを下回った場合には技術的、科学的には通常の廃棄物と同じ処理ができるということで我々考えておりまして、そういう意味では通常の廃棄物処理のフェーズに移るということとなりますが、ただ他方で、やはり指定廃棄物に一度指定されたという経緯がありますから、そこはしっかり国が技術的、財政的な支援もやっということとありまして、指定解除後の保管であるとか処理の費用というものは、国が責任を持ってそこは持っていきたいと思っております。

若干の誤解があるのは、この資料で言うと風評被害とか地域振興策、9ページの最後のところですね。これは今後検討というふうになっておりますけれども、この地域振興とか風評被害に関しては、基本的には長期管理施設を1か所つくるという前提で組んでいたものですから、その長期管理施設が立地する、いわば一番負担をいただくその自治体に対して、こういった支援をしていくという仕組みになっております。

ただ、その長期保管を継続するという事になれば、いわば多くの自治体の方々にそれぞれご負担をいただくということになりますから、今回この制度をしっかり活用できるかどうかは、ここはちょっと少し地元のご意見を賜りながら協議をさせていただきたい。しかし、それはやはり皆様の大変なご負担を考えると前向きに検討させてもらいたい、そういう趣旨であります。

ですから、我々はもう去年から何度かその現地保管の継続ということも言われておりますので、そこはしっかりそういう方向性をもって今日の会議に臨んでおりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

北茨城市長：分散型でいいんですね。それでいいんですね。

橋本知事：いま言っているのは、皆さんがそれでOKってなったら、そうしようって感じ。

北茨城市長：OKするつもり。

橋本知事：だから、それでいいかってことを聞いている。

北茨城市長：いいんです。分散型でいいですよ。

白石政務官：じゃあ、すみません。まだご発言いただいてない市長さんにもお願いします。

鹿嶋市長：何回もやって、各自治体なりに集約をするというのは非常に難しいと。福島とか、他にもいろいろ問題がありました。という意味で、茨城県の場合はそれぞれ分散型でいくのが一番いいでしょうということで、総意でもってもう決まってる、県知事さんをお願いして、国の環境省に要望したわけですから、各自治体の首長さん、みんな同じなんですよと私は思ってます。その結論を出してもらって、分散型にする場合、または放射能がね、私の自治体の場合には、大分半減期がもう来てまして、だいぶ少なくなってるんです。2千ベクレルぐらいしかありませんので、そういう意味では早く指定解除をしてもらって、それで最終処分をどういうふうにするかをみんなで議論してもらえば、私はいいんだと思ってます。

井上副大臣：いろいろご意見を頂いて、ということで、地元のご意見としては改めてこの現地保管を継続するというので、地元のご意見だということであれば、我々はそれをしっかり受け止めて、現地保管の継続ということをお場で決定をさせていただきたいと思えます。他方で、様々な指定解除の手続きとか、財政負担の問題とか、そういったことについてもご意見があれば、引き続きお願いしたいと思えます。

橋本知事：まず、現地保管でみんないいですかということですよ。

井上副大臣：そうです。では、まずその前段部分のところについて、それでよろしいかどうか、ご意見を頂きたいと思えます。

白石政務官：挙手があったので、龍ヶ崎市長、どうぞ。

龍ヶ崎市長：龍ヶ崎市は、前回の会議のときにも申し上げましたけれども、一時保管に関しては受け入れられないというスタンスを示させていただいたところでございます。これに関しましては、そのときにも申し上げたかと思えますけれども、ここに14首長さん、さらには知事さん、副知事さん、そして、副大臣をはじめ、これだけの方々揃っている中で決められたことに関しては、やはり従うことは、そういう気持ちではいるということをお断りさせていただきます。

ただ、一時保管をするには、やはり条件がございます。それは、環境省のスタンスの取り方次第だと私は思っております。いま、地元住民、大変、指定廃棄物に対する不安を乗り越えて、忍従をしていただいて、ご同意を頂いたうえで一時保管をしていただいているわけがございます。そして、当初、一時保管に同意していただくときに、国の責任で処理をする、その一言を信じて同意をしていただいた地元住民の方々にとっては、この5年間というのは、裏切り以外の何ものでもないとは考えております。

いま、ボックスカルバートだか何かいろいろ写真が出ていましたけれども、やはり地元住民の皆さんにこれを示したら、何で減衰して一番最初が危ないものを、一番最初に何でこれをやってくれなかったんだっていう言葉が必ず返ってくると私は思っております。そういう意味では、一時保管は、我々は、望んでいるのではない。このスタンスだけはしっかりと受け止めてほしいと思います。

苦渋の決断、やはり、我々はいま指定廃棄物を保管する中で、大変つらい思い、苦しい思いをしているわけがございます。それを一極集中保管をすると、結局たらい回しにする。どこかの自治体が犠牲にならなければならない。それでは、やはり解決にならない。苦渋の決断のうえで合理的な対処、現在保管している住民の安全を図るための一時保管の継続はやむを得ない、苦肉の策であるということが我々のスタンスでなければならないと考えております。

先ほど、お話の中でちょっとありましたけれども、一時保管のお願いが自治体からありましたから、我々は考えておりますという言葉だけはもう二度と使わないでほしい。それでは、一極集中保管が解決して、一時保管の指定廃棄物を1か所に集まった自治体は、今日本の国内にあるんですか。それを聞きたい。いまでも一極集中で進めている県があると思います。そこの保管している自治体は、それが解決するまではまた一時保管が継続することになるわけですね。であれば、やはり合理的に考えれば、早く一時保管の安全な体制を構築するのが、やはり責任を持っていただけるという国のやはりあるべき姿ではないのかなと、ずっとこの5年近く私は思ってきたところでございます。その上で住民の皆さんに、国が必ず責任を取ってくれるからということで、いまでも説明をしております。

前回のこの首長会議の後に、環境省の職員の皆さんに地元に来ていただいて、地元住民の方々に丁寧に説明をしていただきました。本当にその際は、ありがとうございました。それでもやはり住民の不安は払拭されているとは言えません。その上で、龍ヶ崎市は、最終処分場もある場所であります。いま様々な首長さんからお話があったとおり、やはり指定解除されたから自分たちの最終処分場に埋めるということは、とうてい住民にとっては納得できることではないということでございます。

ということも、これまで申し上げたことを総合しまして、私が最初にお願ひした環境省としてのスタンス、自治体が出したから一時保管にする、という言い方は決して使わないでほしい。これが龍ヶ崎市として、塵芥処理組合、3市町で行っておりますけれども、この3市町として、一時保管の継続を受け入れられるか受け入れられないかの、そこが私は

分水嶺だというふうに申し上げさせていただきます。

白石政務官：ありがとうございます。いま、貴重なお話を頂きました。他の、いま既にご意見を頂いた市長さん、町長さんも同じ思いをお持ちのうえで、今回分散保管を決断しようという決断に至っておられる、そのお気持ちも十分理解しておるつもりでございますけれども、言葉の中でご無礼があったところは平にご容赦いただきたいと思います。

いま井上副大臣が申しましたように、基本的に皆様方のご意見を、前回は賜り、今回も頂戴させていただいて、その方向で進めますという我々も決意をしておるところでございますけれども、その上で、いま指定解除後のお話等も頂戴させていただきました。その上で、私はこういう意見を持っているというご意見も結構でございますので、ございましたら、ご意見を賜りたいと思います。いかがでございますでしょうか。守谷市長、どうぞ。

守谷市長：守谷の会田でございます。この会をやったのが、多分今年の4月だったですかね。大分前にやっていただきました。そのときに、だいぶ皆さんの意見として、1か所に集めるのはなかなか難しいでしょうと。このままやっていたら、いつまでたっても環境省の方でおっしゃる、あくまでも1か所ですよというのが本当にできるんですかと。できないんだらば、安全な方法でというのは、もう皆さんそういう今日の意見もそうでしょう。早く結論を出しましょうよ。早く、我々は安全に保管をしていきたい。

この中にも書いてあるように、台風だとか水害、あるいは竜巻や何かの被害に遭わないような方法で保管をするのを国の方で援助してくださいということを、皆さん、多分そう思っていられるんですから、早くその処理の方法を環境省の方でも、こうしましたよということを見せるのが必要なんじゃないですか。いつまでたっても、栃木でも、宮城でも1か所ですよと言っている、先ほどどなたかがおっしゃいましたけれども、じゃあ、1か所に持っていった所の市町村はそれでいいんですか。我々の物をそこに預けるのは忍びないですよというふうに、皆さんおっしゃっているんだと思いますよ。

国が早くやらなきゃいけないものを、もう5年もたってるわけですから。いつまでもこんなことをやっていたんじゃしょうがないでしょうよ。もう早く結論を出しましょうよ。それで、早く、「安全です。8千ベクレルに下がりました。じゃあ、6千になったら最終処分してください。それは国の責任でやりますよ。」っていうことをおっしゃってくれば、それが一番ではないかなと思います。どうぞよろしくお願いします。

白石政務官：ありがとうございます。取手市長、いかがでしょうか。

取手市長：取手市でございます。私は、このお話に臨むときに、これまでも環境省さんも大変なお金を使い、例えば取手市を一例に出しますと、一般の民有地、住宅地を含む面的除染というのを重点調査地域に指定させていただいて、お金をかけて除染をさせていただ

いております。そういうお金をかけたことによって、目に見える形でリスクが軽減されているということが大事なことなんだろうと思っております。

いま、この指定廃棄物の問題もそうなんですけれども、限定的なリスクを段階的に少しでも低減していくんだと。要するに、万が一の飛散・流出、河川の氾濫の問題、竜巻等の問題、そういったことで、ひとたびそういう管理不全のものが飛び散ってしまうということになりますと、せっかくお金をかけてリスクを低減してきた、大幅に低減してきていると思っているんですけれども、その努力がまたパーになってしまっていて、無限の不安の連鎖という形になってしまうのは、ほんとにまずい話であろうという考えでございます。

先ほどのお話の中でも皆さんからありましたけれども、3ページの方には、費用負担の話で、国が費用を負担すると書いてありながら、また、後ろの方では、個別のことは要相談みたいな形の書き方がしております。

ですから、せっかく費用をこれからかけてやっていくというときに、茨城県の指定廃棄物の量というのは、トン数で考えますと、他のもっとより汚染が深刻な所から比べますと、何桁も違う分量でございますので、そういう費用面のところを具体的に話をさせていただいて、要するに数字の世界でいったときに、千のリスクがいま百になり、そしてこれが何年後に二十になり、そして、完全には消えないにしても、何か年でいくつになるんだという形でもっていきませんと、漠然とした不安のレベルにまた話が、限定的なリスクがまた無限の不安に最後になってしまうような進め方は非常にまずいかなと思っております。ぜひ科学的知見を総動員していただいて、あと、財政的なところも、出せるところはしっかり明言していただければなと思う次第でございます。

白石政務官：ありがとうございます。不安の連鎖、全くそのとおりだと思います。ただ、個別の一時保管になった場合に、どうしても個別の話を進めなければならないということで、協議という言葉になっていると理解していただいた方がありがたいと思います。あと、土浦市長はいかがですか。

土浦市長：土浦市長の中川です。もう、いろいろご意見出ましたので、同じような意見になろうかと思っておりますけれども、茨城県としては何度も会合を開いて、副大臣にも見ていただいた会を持ったことを私も覚えております。理想と現実、大変難しい問題で、いろいろ議論があったかと思うんですけれども、まずはいまの不安を払拭するということが大事だということで、茨城県としての一つの方向性が出たんだというふうに私は思っております。ぜひ、そういう意味で、今日の会議が、分散というお話を頂いたというふうに思いますので、いかにこれを安全にしていくかということの議論をしていただいた方が、私もいいんではないかと思っております。

白石政務官：ありがとうございます。あとお二方、ご意見を賜りたいと思います。どうぞ

お願いします。

かすみがうら市長：かすみがうら市でございます。皆さんから様々なご意見を頂いております。私もやっぱり理想は別にしましても、現実的に考えた場合に、分散保管、分散処理はやむを得ないのかなと思っています。そういう中で、いかに市民の不安を少なくし、処理していくか、そういったことについて、さらなる努力をお願いしたいと思っています。以上でございます。

白石政務官：ありがとうございます。お願いします。

小美玉副市長：小美玉の市長の代理でございますが、よろしく申し上げます。先ほどから意見がございましたように、基本的には分散保管を引き受けざるを得ないのかなと思っています。ただ、この処理につきましては、やはり国において、費用負担も含めて、していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

白石政務官：ありがとうございます。すみません、牛久市長、お願いいたします。

牛久市長：牛久の根本でございます。私、前回の4月の会議には出てこなかったんですが、事務方から聞きますと、皆さん地域でおのおのやるということで聞いていましたけど、一番最初に聞いたとき、一括した施設という話を聞きまして、ちょっと話が違うのかなという感じで承ってました。やっぱり廃棄物はいろんなもの、状況も違いますし、また、地域はいろいろと異なります。やはり、一番大切なのは早期解決のためには分散型が一番いいんじゃないかと私も思っている次第でございます。よろしく申し上げます。以上です。

白石政務官：皆さんお一人ずつのご意見も賜りました。ここで、環境省の方から、皆様のご意見を賜ったうえでのご説明をさせていただきたいと思います。

鎌形部長：ご意見を賜りまして、どうもありがとうございます。一時保管につきましては、安全な一時保管ということについても、たくさんご指摘を頂きました。これで皆様方のご意見を総合させていただいて、私どもとしての、それを受け止めての考えというのをちょっと整理させていただきたいと思います。財政的負担のお話とか、地域振興、風評被害対策についてのお話もございました。

当初の説明で、私は、環境省のこの問題に対する考え方として、安全に管理するという観点から、1か所での集約ということを申し上げましたけれども、茨城県の場合、様々なご意見を賜ったこと、あるいは、既存のデータなどから見て、茨城県の場合には、廃棄物の性状として、焼却灰など比較的性状が安定している廃棄物であるということ、そして、

中には民間での保管もございますが、大半が公的機関で管理されている状況であると、私たち認識しております。

それから、当初から濃度が他の県に比べて低い指定廃棄物が多いということで、時間の経過で8千ベクレルを下回ってくるというもの、そして、通常の廃棄物と同様に、既存の処分場などで処理できる状況にもなってくると、こういったことを踏まえまして、私どもとしては、長期管理施設というのは、濃度が高い指定物が多量に、かつ分散してあるということ故に、災害のリスクに備えて必要な施設だと考えています。

これまでご提案してまいりました二重のコンクリート構造の堅固な長期管理施設ということでございますが、こういった長期管理施設を、いま申し上げたようなことから考えますと、茨城県ではこれを整備しなければならないと、なかなか言い難いような状況になっているのではないかと整理できるのではないかと思います。

また、先ほど来、こういった状況に加えて、この会議では、皆様方の総意として、安全な形で現地保管を継続していくということは苦渋の決断であるけれどもやむを得ないことであるというようなお考えが示されたのではないかと、私ども受け止めたところでございます。そういうことで、茨城県におきましては、8千ベクレルパーキログラム以下となるのに長期間要しない指定廃棄物、濃度も低いということでございますが、一定程度まとまって保管されている現状のまま保管を継続して、減衰後は通常の廃棄物として処理する方針で、先ほど申し上げた指定解除の仕組みも活用しつつ進めると、こういうことにしたいと考えてございます。

もちろん、保管継続の際には、保管強化などを行いまして、さらなる災害対応、あるいは住民の方々の不安の解消にもしっかりと努めていくことが必要だと考えてございます。それでもなお、先ほどもございました、13年以降たっても8千ベクレル以下にならないというものもございます。長期間を有するというところでございます、こういう比較的濃度の高いものは、わずかではあります、残っているということでございます。これにつきましては、やはり災害等のリスクの観点から、やはり県内どこか1か所で管理していくことが望ましいと考えてございまして、これにつきましては、引き続きご協力をお願いしていきたいと考えてございます。

それで、先ほど副大臣から申し上げました指定解除後の費用負担に関しましては、ご要請を受けましたので、費用負担を国がしていくということを実現させるようにしていきたいと考えます。

それから、風評被害、地域振興対策の具体化につきましては、もちろん県や自治体の皆様とご相談させていただかなければなりません。今日も様々なご意見を賜りましたので、引き続き、これも副大臣から申し上げましたとおり、前向きな検討を進めていくというふうに整理させていただきたいと思っております。私ども、事務的に皆様方のご意見を踏まえて整理させていただきましたが、以上のような考え方で臨みたいということでございます。

白石政務官：皆さんからもご意見を頂きました。また、環境省のいまの話をお聞きいただいたうえで、橋本知事からご意見ををお願いします。

橋本知事：いま皆さん方からご意見を伺ったところでありますけれども、要するに1番目の一時保管については、色々皆さん方の大勢がそういう方向であるし、龍ヶ崎市の中山市長のような意見もあるけれども、中山市長も、全体の中で、もうだいぶ遅くなっていますけれども、少しでも早く安全にするためにはこの方法しかないだろうということで納得というか了承してもらって、こういう方向を出していく。

ただ、一時保管するにしても、費用はともかく、その他の面でも何か意見があったら出してほしいと思いますし、指定廃棄物についても、指定解除した後、例えば、じゃあすぐこういう形で一般廃棄物、産業廃棄物としてやるのか、そのまま引き続き継続してボックスカルバートの中に置くのかとか、いろんな考え方があるんだろうと思います。

そして、もう既に4つ、5つの市はとっくに8千ベクレル以下になっていますので、こういうものをどうするかという問題も含めて本当は議論してほしかったんですけども、どうも途中で他の方へ行ってしまったので、十分いろいろな面からのご意見が伺えなかったような感じもいたしますけれども、これから引き続き皆さん方で、いろいろこういうことをしたらどうかという話がありましたら、私どもも環境省との間に立って、皆さん方の意向が実現できるように頑張りたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

いずれにしても、今回、一時保管を継続するという方向が決まったと。そして、指定廃棄物についても、8千ベクレル以下になった場合には解除するという方向も決まったと、そういうことについてどう取り扱うとか、課題は残っておりますものの、一定方向性というものが示されたのではないかなと思っていますところでもあります。以上です。

白石政務官：知事、ありがとうございます。あえてご意見をという首長の方はいらっしゃいますか。

茨城町長：結論は、いま出たと思います。ただ、環境省で、14市町村の現実の保管場所まで調査に行かれたのかどうか分かりませんが、それぞれの市町村の保管状況というのに違いがあると思うんですよ。ですから、その現場に早く入っていただいて、どういう方法で安全な保管ができるかということをやってもらわないと、5年たっちゃったら、あっという間に1年過ぎちゃいますから、ぜひ具体的に入っていただくと。そして、そのスケジュールを、いつごろからやってくれるのかということをやっぱり早く出してもらいたいですよね。でないと、また来年の今ごろになってもう1回、それをどうしますかなんて話になったのでは、また1年過ぎちゃいますから。ぜひ早く、どういう手法でもって保管をするかということ、それぞれの市町村の保管状況を見ながら、具体的な方法を提示

していただきたいということをお願いいたします。

白石政務官：ありがとうございます。あとはよろしいですか。中山市長、どうぞ。

龍ヶ崎市長：いまの小林町長さんの話とも同様なところですが、今日の会議の内容を持ち帰って地域住民の方々に説明することもございますので、おおまかに、例えば、どのぐらいのスケジュールでいま動けるのかと言える部分があれば、お示しいただきたいと思います。

鎌形部長：まず、現地保管の継続ということに関して、ここにございますように、保管強化というのが必要な場合がありますので、具体的に、まさに個々にご相談しながら決めていかなければならない問題です。これは、私どもと、もちろん県ともお話をよくさせていただきたいと思いますが、14市町の方々と、市・町ごとに多分個別ということでございますけれども、ご相談をするということを速やかに始めたいと思います。その後の予定につきましては、相談に応じて、どう具体化していくかということです。保管についての予算というのは、実は確保されているわけございまして、保管強化ということについて、どう使っていくかということを具体的に相談をしていくことが必要になります。

あと、指定解除の仕組みなどは制度的な問題ですので、具体的には、法律に基づく省令を改正するという作業もあると思います。これにつきましては、若干の時間がかかると思いますけれども、速やかに対応していきたいと考えているところでございます。いま申し上げられるのはその程度でございますけれども、いずれにしても、皆様方の、5年経ったんだから早く、このご要望をしっかりと受け止めて対応してまいりたいと思います。

白石政務官：どうぞ。

龍ヶ崎市長：あと、従前からのお願いなんですけど、いまのことも含めて、今日の会議がおそらく新聞報道等でも報道されると思います。それを見た住民の皆さんにも、やはり一刻も早く説明会等の段取りをつけていただければ、大変ありがたいと思います。環境省の方に来ていただいて説明していただくのと、我々が説明するのでは、もう格段の差がありますので、その点に関してましては、うちの場合は塵芥処理組合の事務局と連絡を取っていただいて、ぜひ速やかに対応をしたいと思います。

あともう一つ、これは細かい話になって大変恐縮ですが、塵芥処理組合としては、保管されている地域の皆さんと、きめ細やかにいろいろなお話を常にしているところなんですけど、その中で、一時保管している保管場所、環境省さんからは安全な状態で保管をしているということは言っていたんですが、やはり住民からは、近くに線量計を持っていけば線量が上がる、そういう状態じゃなくて、放射線が漏れないような仮保管の仮の

補強という形で補強してほしいという要望が昨年11月にありまして、その設計を、環境省さんにご協力いただいて進めてきたところでございます。

それを一日も早く進めようと思っていたんですが、ぜひこの点に関しても、費用負担をぜひお願いしたいと思うんですが、それ以前に、始めようとしたら、明許繰越ができないので年度明けまで待ってくれというお返事を頂いて、工事が進められない状況がございませう。予算の時期なのでなかなか難しい時期ではあるんですが、その点、もし対応をしていただければ、こちらの方も速やかに、一時保管の仮補強、補強の仮補強みたいにはなってしまうんですが、二重にはなってしまうと思うんですが、住民ともお話をしたうえで進めていますので、こちらの方もきめ細やかな対応をお願いしたいと思います。これは要望として言わせていただきます。

鎌形部長：まず、こういった方針についても、住民の方々に理解を得ていただくということでございますので、私ども、個別にお話をしまして、どういう形でということ、私どももちろんしっかりと説明させていただきたいと思っておりますので、また個別に相談させていただきます。後者の件についてはちょっと、はい。

室石本部長：現地の方での状況でございますけれども、今年度は、資材を買うところまではぜひやらせていただきたい。それを使ってすぐ、年度明けたら着工させていただきたいと考えております。

白石政務官：どうぞ。

高萩市長：高萩市は、一番最初に茨城県内で、1か所最終処分場として指定をされた所でございますので、今回環境省さんの決断という判断で、分散型で一時保管をしていただけということで、高萩市民のいままでずっと5年間、また再指定されるのではないかと不安を漠然と持っていたわけなんです、それが払拭されることになりまして、本当にありがとうございます。様々な課題があるんだろうと思っておりますけれども、ぜひきめ細かに市民に説明をしていただけて進めていただければと思います。その点で、先ほど龍ヶ崎の市長さんからもありましたが、このペーパーの中で、住民へのリスクコミュニケーションのご説明の際は、自治体が主催するという書きぶりになっておりますが、できれば自治体と環境省が一緒になって開催をするとか、環境省というものが前面に出るような形で市民の方々にもご説明をしていただければと思いますので、よろしく願います。

白石政務官：ありがとうございます。当然、そのつもりでございますから、よろしく願います。

北茨城市長：いいですか。

白石政務官：はい、どうぞ。

北茨城市長：決まったようだから、お礼を言わなくちゃいけない。ありがとうございます。ただ一つ、鎌形部長ね、解除すること、指定廃棄物の解除。これは簡単に言っていますが、大変な問題ですよ。私の考えるところを申し上げますね。指定解除されたら一般廃棄物でよろしいということですから、最終処分場を持っている市町村はいいですよ。持っていない所は、全部民間がそこに持ってきますよね。受け入れないわけにはいかんでしょう。そうしたら、住民から反対運動が起きますよ。最初の、集約型で1か所だということ、それと同じ反対運動が、風評被害ですよ、起きやしないかなと今、私はそう感じました。

ですから、指定解除後の問題について、解除することはいつやって、その後の問題は、非常に住民対策が大切だと思いますよ。私の所は幸せに2か所あるんですよ、処分場が。だから、茨城県のやつを全部持ってこいといったらば、最初と同じじゃないかと。こういうふうになり市民がなって反対運動ができますよね。高萩はいいよ、もう終わったんだから。今度、うちは2か所あるんだから、当然エコフロンティアに持っていけと私は言いますが、そういうふうになっちゃいますから、ほんとに指定解除はしてほしいんですけど、難しさはありますよね。そんな意見を申し上げておきます。

白石政務官：ありがとうございます。重々、これからもご相談をさせていただきながら、我々も進んでまいりつもりでございますので。あと、他にご意見ないようでしたら、最後に井上の方から総括として挨拶をさせます。

井上副大臣：本日は長時間、本当にありがとうございました。若干議事運営に不手際がありましたことはお詫びを申し上げます。しかし、おかげさまで今日は貴重なご意見も賜ったうえで、我々の方針を決めることができました。現場保管の継続、そして、いわば段階的処理といいますか、解除の仕組みも活用しながら、そういったことをやっていただく。そして、最後の少量の処分は集約をしていくということでもありますから、そういう意味ではしっかりした方針を示させていただくことができ、非常によかったと思っております。

事故から5年弱となっております。その間、本当に皆様には大変なご迷惑、ご苦勞をお掛けしておりますけれども、おかげさまで、今日、この茨城県における処理方針が正式に決定することができたということは、大変大きな前進であると思っております。また、他方で、最後、北茨城市長をはじめとして何人かの皆様からお話があったとおり、そうはい

っても、これからも大変だと思っております。そういう意味では、解除とか、あるいは処分先の確保であったり、それをどういうふうにやっていくか、そこは我々最大限、財政的な措置もいたしますし、技術的な協力もさせていただきますけれども、これからも非常に大変でありますから、またそれぞれご協力をさせていただきながらしっかり取り組ませていただいて、県民の皆様の安心を勝ち得てまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

4. 閉会

白石政務官：どうもありがとうございました。本日は大変お忙しい中ご出席を賜りましたことを、改めてお礼を申し上げ、また、いま井上副大臣が申しましたように、今回の指定廃棄物についての合意がなされたことは、大いに、これから指定廃棄物の保管についての促進に資するところがあると考えております。今後とも皆様方のご意見を賜りながら、いま井上が申しましたように、皆様方とともに、この問題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きのご支援、ご協力、またご協議を賜りますようお願いを申し上げまして、今回の第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議を終了させていただきます。誠にありがとうございました。失礼いたします。

熊倉計画官：ありがとうございました。事務局よりマスコミの方々にご連絡いたします。記者会見はこの場所にて行います。最初に橋本知事、続きまして、環境省の方から会見を行います。記者の方はご準備の方をよろしくお願いいたします。

(終了)